

# 見附地域循環型社会形成推進地域計画

見 附 市

平成30年 11 月 27 日	作成
令和 3 年 12 月 22 日	変更
令和 4 年 12 月 12 日	変更

# 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水の処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再利用の推進	6
ア 有料化	6
イ 環境教育、普及啓発、助成	6
ウ マイバッグ運動・レジ袋対策	6
エ ごみ分別の推進	7
オ 生活排水対策	7
(2) 処理体制	7
ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後	7
イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後	8
ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する 産業廃棄物の現状と今後	8
エ 生活排水処理の現状と今後	8
オ 今後の処理体制の要点	9
(3) 処理施設等の整備	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業	10
(5) その他の施策	10
ア 広報等による啓発	10
イ 市民、事業者、市の協働	10
ウ 不法投棄対策	10
エ 災害時の廃棄物処理に関する事項	10
4. 計画フォローアップと事後評価	11
(1) 計画のフォローアップ	11
(2) 事後評価及び計画の見直し	11

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

◇構成市町村名：見附市

◇面 積：77.91k m<sup>2</sup>

◇人 口：40,644 人

人口は平成 30 年 10 月 1 日住民基本台帳人口

### (2) 計画期間

見附地域循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度を令和 5 年度とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本地域の大きさは、東西に 11.5 km、南北に 14.7 km、面積は 77.91 k m<sup>2</sup>となっており、概ね菱形をしている。北側は三条市と接し、南側は長岡市に接している。市の東部は森林に覆われた丘陵地帯、北部から西部は田園地帯を形成する平野部であり、県内でも有数の田園地帯として市の景観を特徴付けている。標高は、最高 308 メートル、最低 10 メートルとなっており、東部から西部にかけて信濃川水系の刈谷田川が市を南北に分けるように流れている。本地域では、3R を推進し、市民や事業者にごみに関する啓発を行うことにより、ごみ排出量を減少させ資源化率を向上させる。

施設整備に関しては、老朽化が進んでいるごみ焼却施設や不燃物資源化施設の更新を行い、令和元年 6 月より新ごみ処理施設にてごみ処理を継続している。今後は、埋立残容量が少なくなっている最終処分場の整備を進めていき、循環型社会にふさわしい廃棄物処理システムの構築を図っていくものである。

一方、生活排水については、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等のいずれかの方式で処理されている。今後は公共下水道の整備とともに、合併処理浄化槽の整備を進め、公共用水域の水質保全を図っていくものである。

### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

新潟県では、平成 11 年 6 月に「ごみ処理広域化計画」を策定しており、本地域は長岡地域ブロック（長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町（平成 23 年度現在））の一部として位置付けられた。

しかしながら、見附市が所有するごみ焼却施設の老朽化が著しく、新施設の整備が急務となったことより、平成 29 年度から見附市単独にてごみ処理施設を整備し、令和元年 6 月より供用開始している。

また、新潟県では令和4年3月に「新潟県持続可能なごみ処理の確保に関する計画」を策定し、今後の広域化・集約化など、持続可能なごみ処理を確保するための検討の基本単位となるブロック割を定めている。

本地域は、「長岡・小千谷・見附・出雲崎ブロック」として位置付けられているが、本地域の最終処分場における埋立残容量の減少に伴い整備方針を検討した結果、「長岡・小千谷・見附・出雲崎ブロック」にて埋立残容量が逼迫している地域は見附市のみであるため、見附市単独にて最終処分場の整備を計画するものである。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック製品の使用について関心を持ち、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制につながる取組みや、リサイクル可能な認定プラスチック使用製品を使用する意識啓発などごみカレンダーやポスター等で発信・情報提供を行うとともに、小学校や市民団体等と連携し環境学習を行う。

プラスチック資源は、当面の間、燃えるごみとして焼却処理を継続するが、今後のコストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

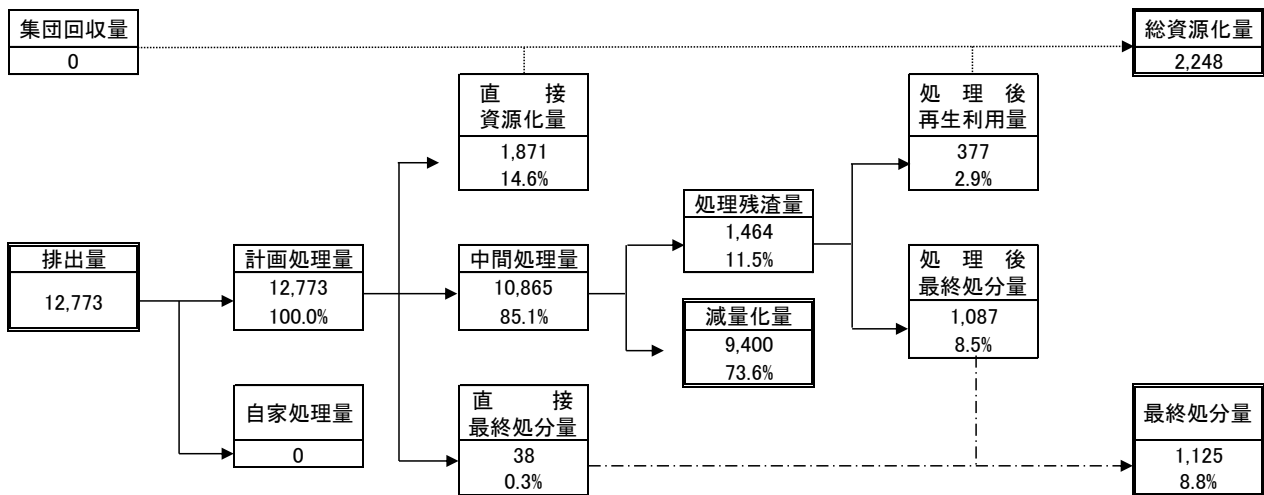
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

総排出量は、12,773 トンであり、再利用される「総資源化量」は、2,248 トン、リサイクル率(= (直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみ総処理量+集団回収量))は、17.6%である。

中間処理による「減量化量」は 9,400 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 73.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 8.8%にあたる 1,125 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 10,456 トンである。旧ごみ焼却施設では温水の場内利用のみを行っていたが、新ごみ焼却施設では、冬期間、温水を利用したロードヒーティングも行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

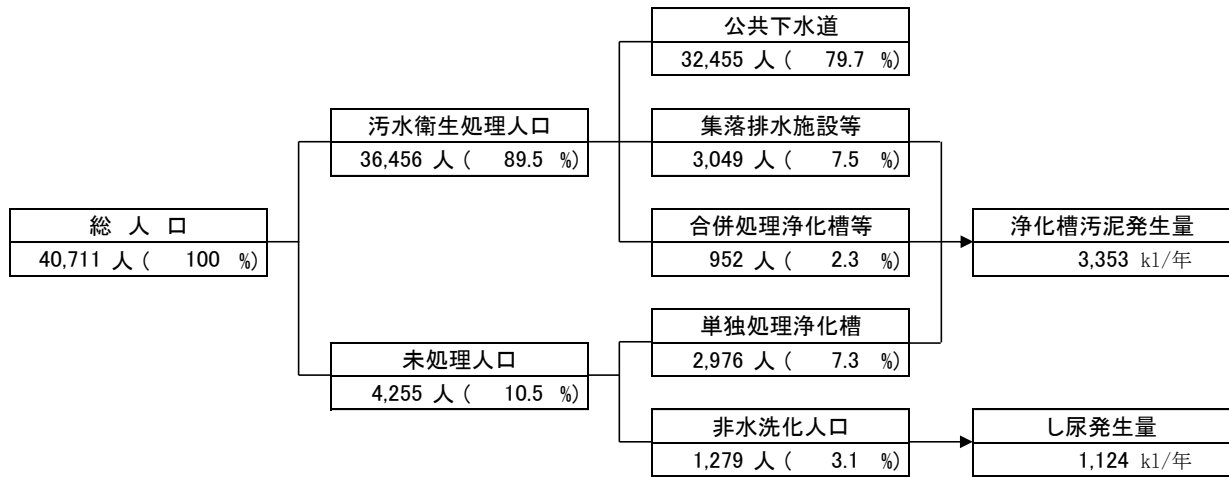
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 29 年度)(単位: t / 年)

### (2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 40,711 人であり、汚水衛生処理人口(平成 29 年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。)は 36,456 人、汚水衛生処理率は 89.5%である。

し尿発生量は 1,124k1/年、浄化槽汚泥発生量は 3,353k1/年であり、処分量(=収集・運搬量)は 4,477k1/年である。



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 2 生活排水の処理状況フロー(平成 29 年度)

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成29年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (令和6年度)	
排 出 量	事業系	排出量(トン)	4,415	4,147 (-6.1%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所) <sup>※2</sup>	2.4	2.3 (-4.2%)
	生活系	排出量(トン)	8,358	7,741 (-7.4%)
		1人当たりの排出量(kg/人) <sup>※3</sup>	159	154 (-3.1%)
	合 計	事業系生活系排出量合計(トン)	12,773	11,888 (-6.9%)
再 生 利 用 量	直接資源化量(トン)		1,871 (14.6%)	1,710 (14.4%)
	総資源化量(トン)		2,248 (17.6%)	2,131 (17.9%)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh)	—	—
		(年間の熱利用量 GJ)	—	—
最 終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)		1,125 (8.8%)	1,030 (8.7%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

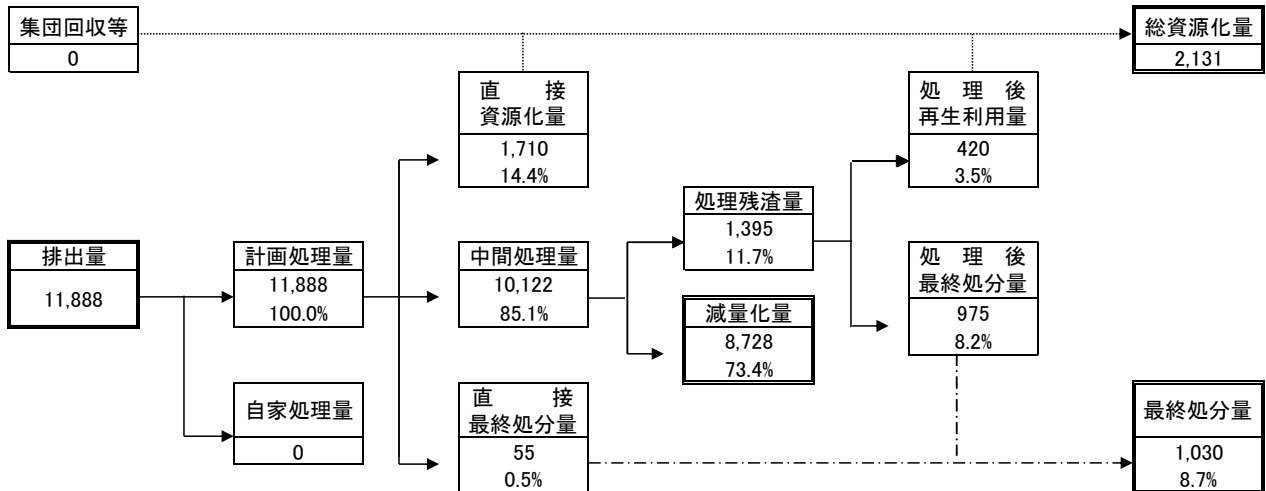
《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみ量(集団回収されたごみを除く)  
[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]  
及び熱利用量 [単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

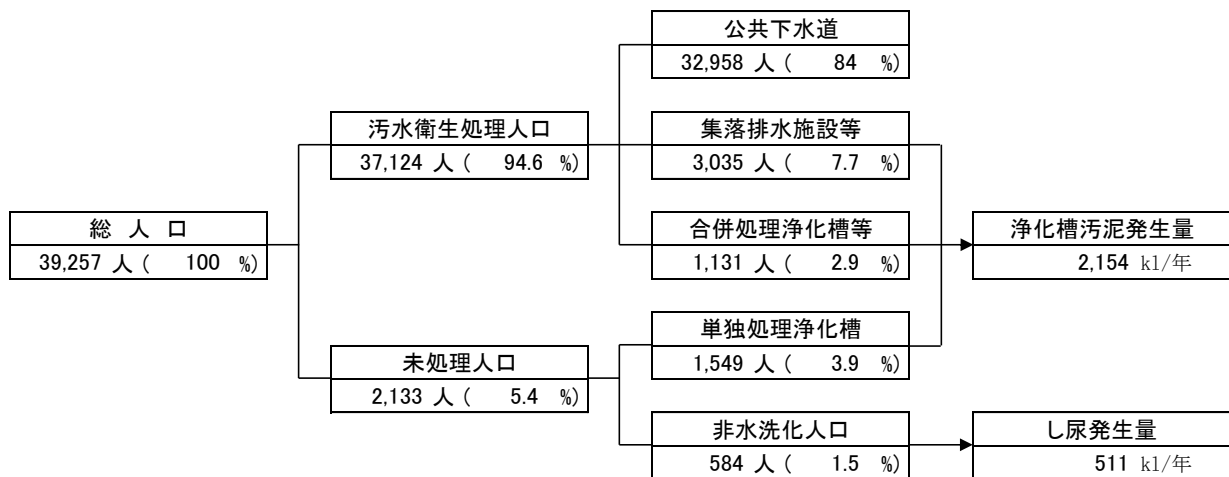
図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和6年度)(単位：t/年)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	32,455人 (79.7%)	32,958人 (84.0%)
	農業集落排水施設等	3,049人 (7.5%)	3,035人 (7.7%)
	合併処理浄化槽等	952人 (2.3%)	1,131人 (2.9%)
	未処理人口	4,255人 (10.5%)	2,133人 (5.4%)
	合計	40,711人	39,257人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,124キロリットル	511キロリットル
	浄化槽汚泥量	3,353キロリットル	2,154キロリットル
	合計	4,477キロリットル	2,665キロリットル



※汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(令和 6 年度)

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再利用の推進

##### ア 有料化

現在、事業系ごみについては、累進従量制により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収している。

生活系ごみについては、燃えるごみ及び燃えないごみに関しては指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。資源系のごみに関しては、コンテナや中身が見える袋に入れ無料にて回収している。粗大ごみに関しては処理券を媒体とした累進従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収している。

今後も、燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみは、排出抑制のために有料にて、資源系のごみは資源化率向上のために無料にて回収を継続する。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

一般市民やボランティアによる清掃活動などを通じた環境教育を実施する。

各家庭で不要となったものについて、フリーマーケットやリサイクルショップへの利用を推進する。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

スーパー等小売店と連携しマイバッグ運動を普及することにより、レジ



袋の削減に努める。

## エ ごみ分別の推進

市民一人ひとりにごみの減量化を推進させるため、1人1日当たりのごみ排出量の削減を対象とした啓蒙を行う。

古着・小型家電・雑紙等、資源ごみにおける分別の徹底及び焼却残渣の資源化を引き続き実施することにより、リサイクルを推進する。

廃食用油の回収と資源化(再生燃料化)を引き続き実施することにより、焼却量の削減を図る。

## オ 生活排水対策

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・適正管理に関する広報活動を実施する。

調理くずや油などを流さない、節水を心がける及び洗剤は適量を使用するなど汚濁負荷低減対策を啓蒙することで汚濁負荷量を削減する。

## (2) 処理体制

### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表3に示すとおりである。

生活系ごみは、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」に4分別し、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」はごみステーション方式により、「粗大ごみ」は戸別収集方式により委託業者が収集する。

「資源ごみ」を除く生活系ごみは有料で、徴収方法は、指定袋(「粗大ごみ」は処理券)交付と引き換えに市内の指定袋等取扱店にて徴収し、収集に当たっては、「燃えるごみ」「燃えないごみ」は指定袋に入れたもの、「粗大ごみ」は処理券を貼付したもののみを収集する。

「資源ごみ」のうち缶、ビン、ペットボトル、古紙及び乾電池は資源ごみステーション、プラスチック製容器包装はごみステーションへの排出を原則とする。古着・古布類、小型家電、牛乳パック、チップ用剪定枝、廃食用油及び蛍光灯は資源回収棟等への直接持ち込みによる排出とする。

収集した「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」は、見附市清掃センターにて焼却及び破碎選別処理により減容化を図り、焼却残渣の一部を資源化、残りの焼却残渣及び不燃残渣を埋立処分し、資源物は民間専門業者に処理委託することにより再資源化する。「資源ごみ」は、容器包装リサイクル法に基づく資源化を行うほか、民間専門業者に処理委託することにより再資源化を図る。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(H29年度)			今後(R5年度)						
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法		処理施設等			
						一次処理	二次処理		
燃えるごみ	焼却	見附市 清掃センター	燃えるごみ	焼却 (熱回収)	温水	見附市 清掃センター	〔焼却灰〕 見附市最終処分場 埋立(委託) 資源化(委託)		
燃えないごみ	破碎・選別	見附市 清掃センター	燃えないごみ	複合	破碎・選別	見附市 清掃センター	〔ばいじん〕 見附市最終処分場 埋立(委託) 資源化(委託)		
	埋立	見附市 最終処分場						見附市 最終処分場	
資源ごみ	リサイクル	(売却)	資源ごみ	リサイクル	(売却)	(売却)			
カン ビン ペットボトル 古紙 古着・古布類 小型家電 牛乳パック			再資源化					プラスチック製容器包装	圧縮・売却(委託)
プラスチック製容器包装								チップ用剪定枝	破碎(委託)
チップ用剪定枝								廃食用油	BDF(委託)
廃食用油								乾電池 蛍光灯	(委託)
粗大ごみ			破碎・選別					見附市 清掃センター	粗大ごみ

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

生活系ごみの分別区分に準じ、処理・処分を行う。

なお、基本的には、事業系ごみは事業者責任のもと処理するものであり、本地域で処理するものについては、現状どおり、自己搬入または収集運搬許可業者による搬入とする。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物処理施設であわせ産廃を現状取り扱っておらず、今後も取り扱う予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の整備を進めていく。

## オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は次のとおりである。

- ▶ 令和元年度に竣工したごみ処理施設にて本地域内にて発生したごみを適切に処理しながら、積極的な熱利用を行う。
- ▶ 排出されるごみのリサイクルを徹底することにより、焼却処理量の削減及び資源化率の向上を目指す。
- ▶ 埋立残容量が少なくなっている最終処分場の整備に関する計画を進める。
- ▶ 新たな最終処分場の整備が完了するまでは、民間処理・処分施設を活用しながら、現最終処分場の延命化を図る。
- ▶ 人口散在地域等における合併処理浄化槽の整備を進めていく。

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制での処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	最終処分場 (仮称)見附市一般 廃棄物最終処分場	見附地域最終処分場 整備事業	未定	見附市堀溝町 地内	R9～R10 (R9～R10)	—

(整備理由) 事業番号1：現有施設の埋立残容量が少なくなったため

#### イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
2	浄化槽設置整備事業	63	35	140	H31～R5	—
	合計	63	35	1408		

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の廃棄物処理施設の整備に係る計画支援業務は表 6 のとおりである。

表 6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	見附市新最終処分場に係る地質調査	地質調査	R 4
1	見附市新最終処分場に係る用地測量	測量	R 5
1	見附市新最終処分場に係る施設整備基本計画及び基本設計	施設整備基本計画及び基本設計	R 5 (R 5～R 6)

#### (5) その他の施策

##### ア 広報等による啓発

市の広報やホームページにより、ごみの情報の発信やごみ出しマナーの順守、マイバッグの持参、クリーン作戦などへの参加等の啓発を行う。

##### イ 市民、事業者、市の協働

市民、事業者、市がそれぞれの役割分担のもと協働して、目標の達成に向けて努力する。

##### ウ 不法投棄対策

市民・事業者と連携し監視に努め、不法投棄・ポイ捨てを防止する。  
なお、不法投棄多発箇所については、監視を徹底し、不法投棄しにくい環境づくりに努める。

##### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時には、「見附市防災計画」及び「災害廃棄物処理計画」に従い、災害廃棄物の適正な処理を行う。特に被害が広域で甚大である場合は、新潟県、近隣市町村及び民間事業者等の連携・協力のもとで迅速な処理を行う。多量に発生する廃棄物については、仮置場を確保する。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

見附市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて国及び新潟県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

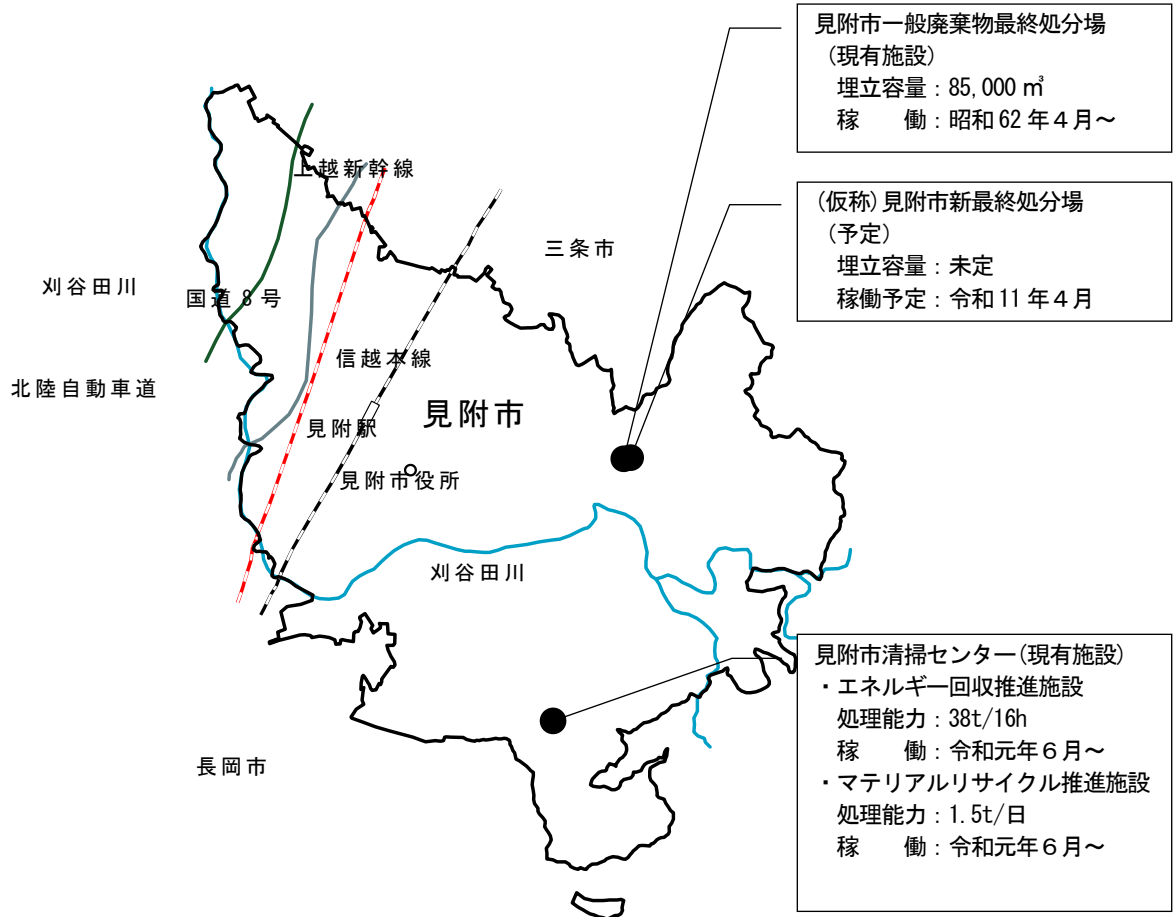
##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映するものとする。

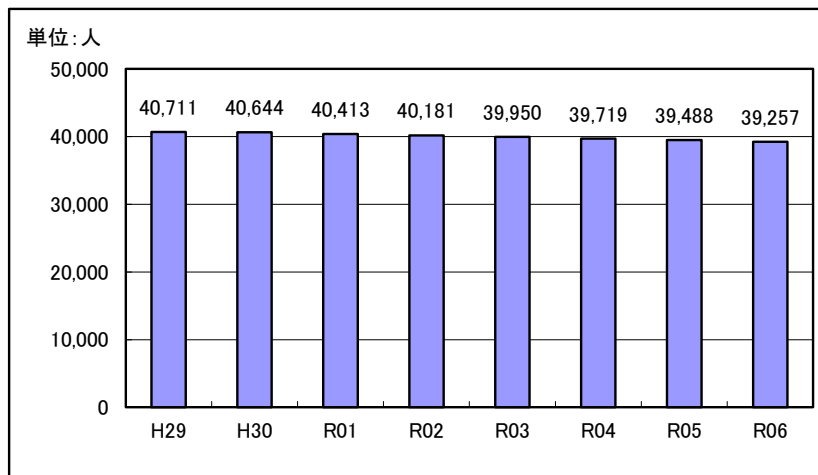
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図及び計画地内の施設状況(現状、予定)

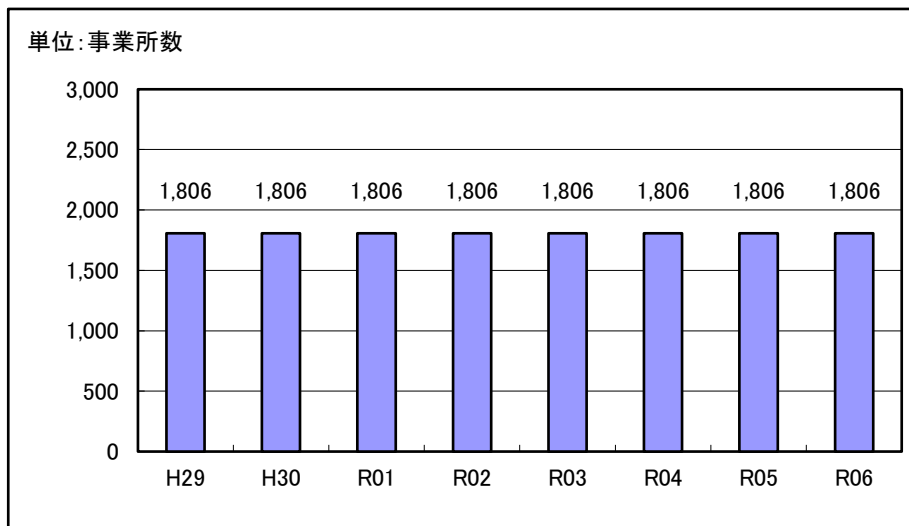


添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等

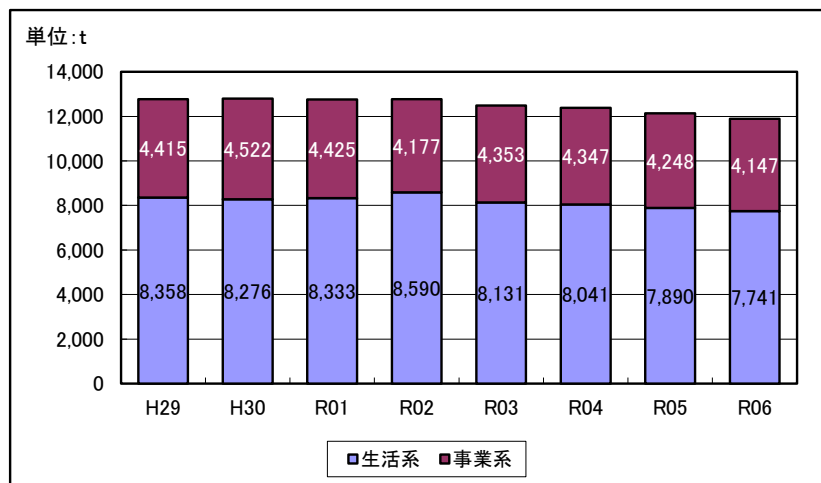
人口



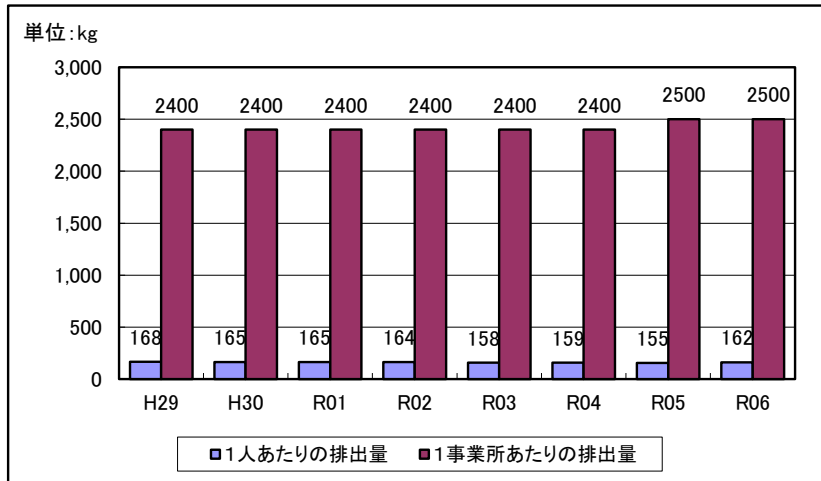
事業所数



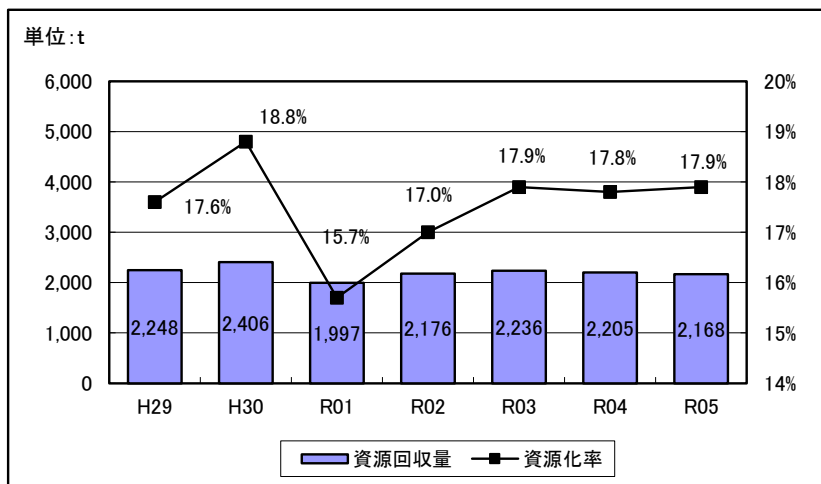
ごみ排出量



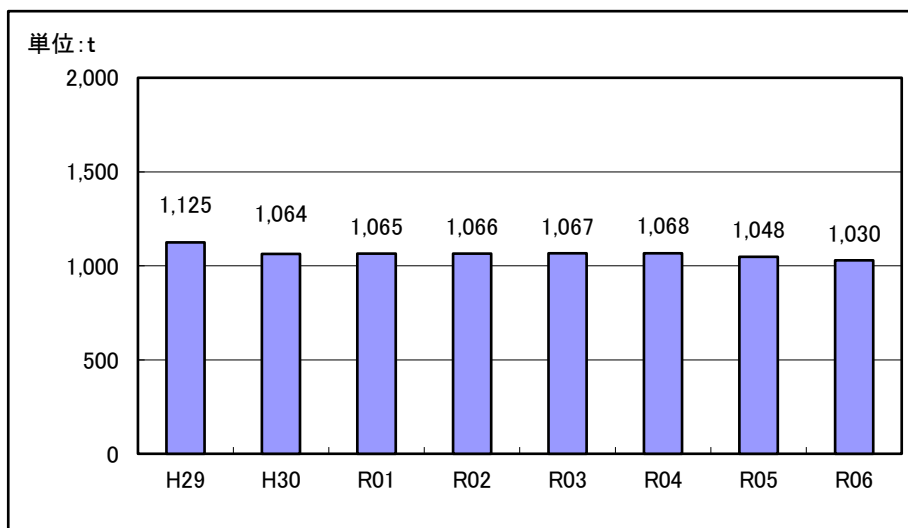
### 1 事業所あたり・1人あたりの排出量



### 資源化量

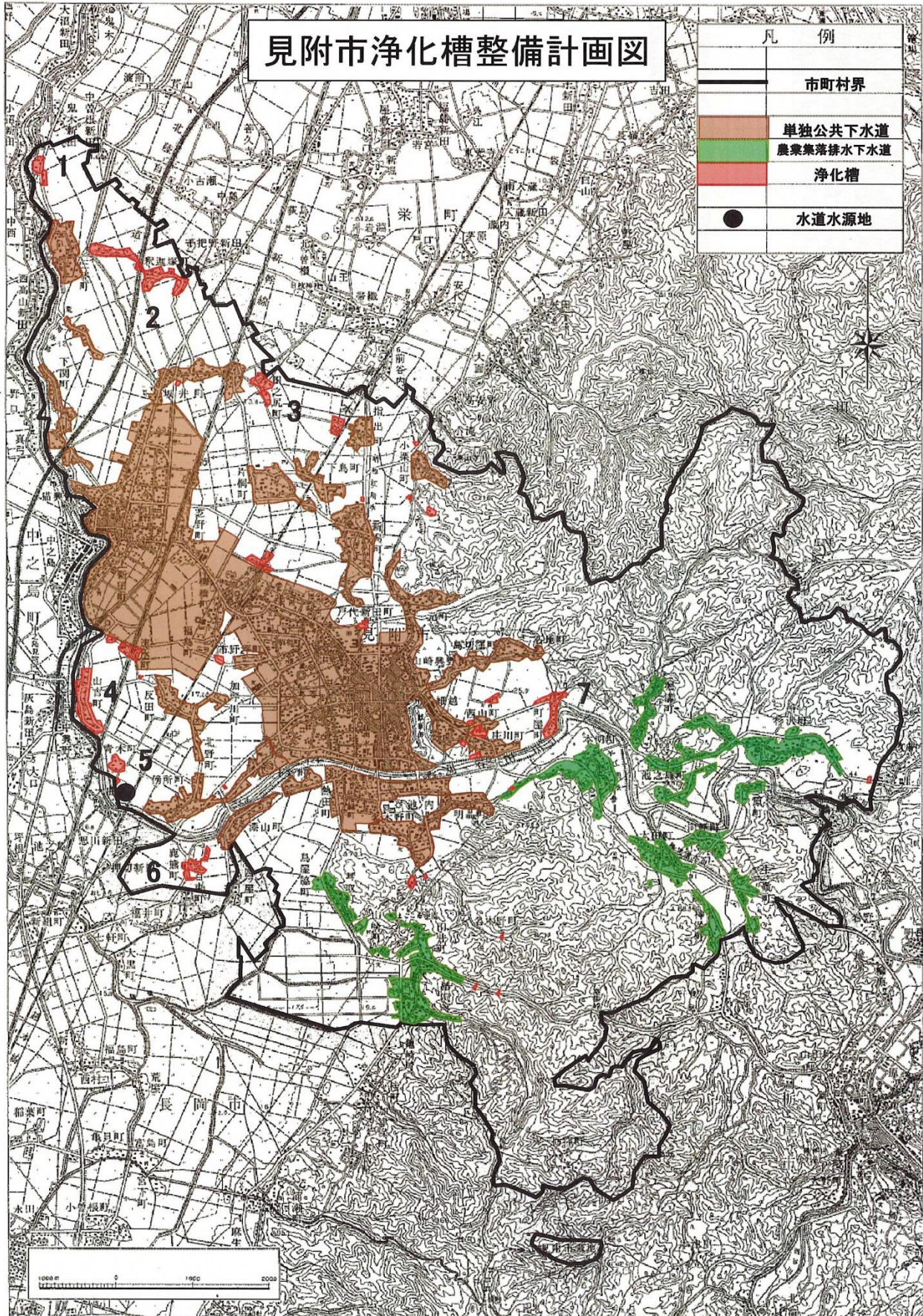


### 最終処分量





添付資料 3 地域内の施設の現状と予定(浄化槽整備区域図)



新潟県見附市

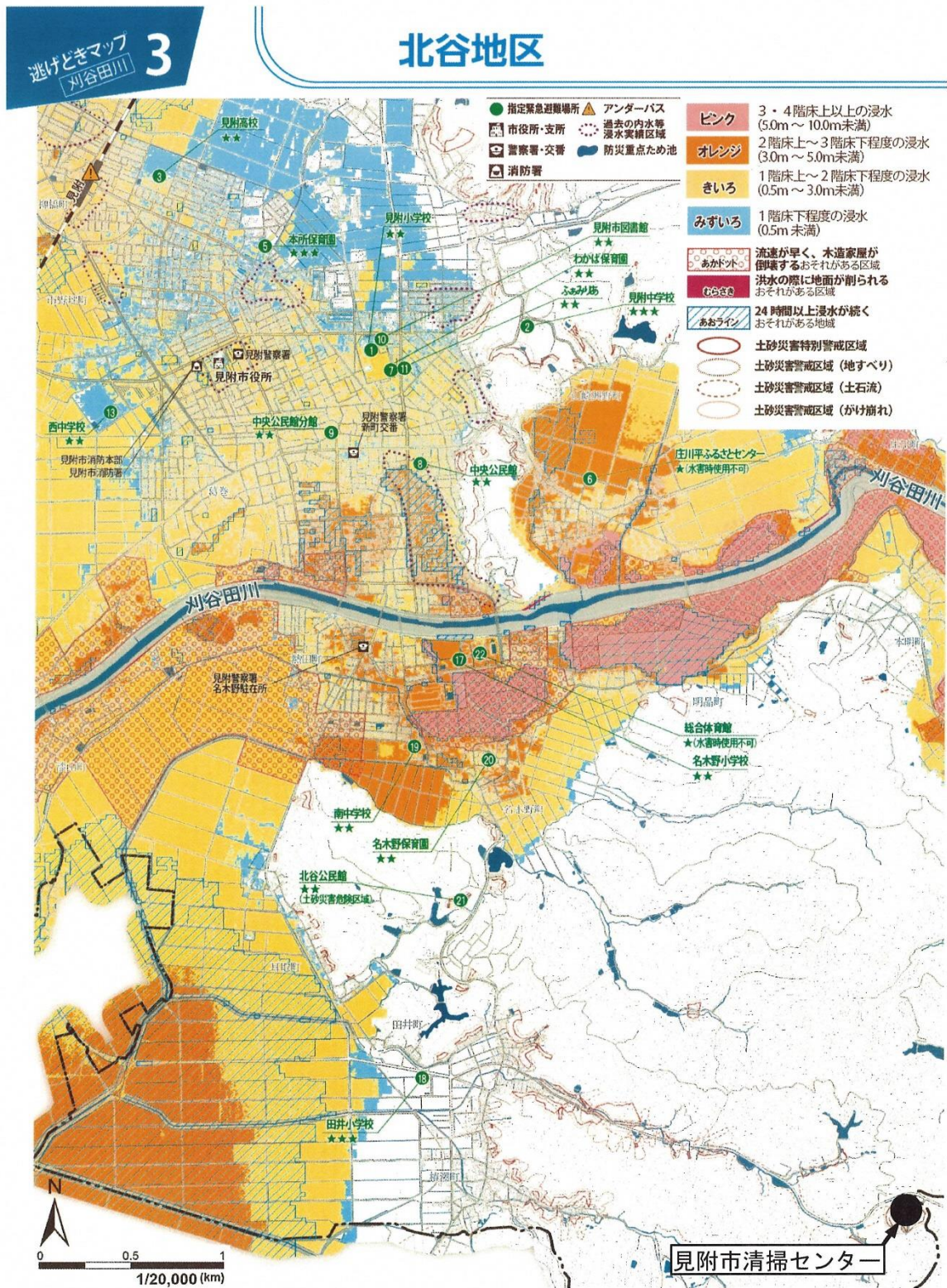
この地図は、建設省国土院院長の承諾を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承諾番号)平9・北根第312号

新潟県山形県第12号(昭59-245-554) (株)市パイロット社 調製



添付資料 4 現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

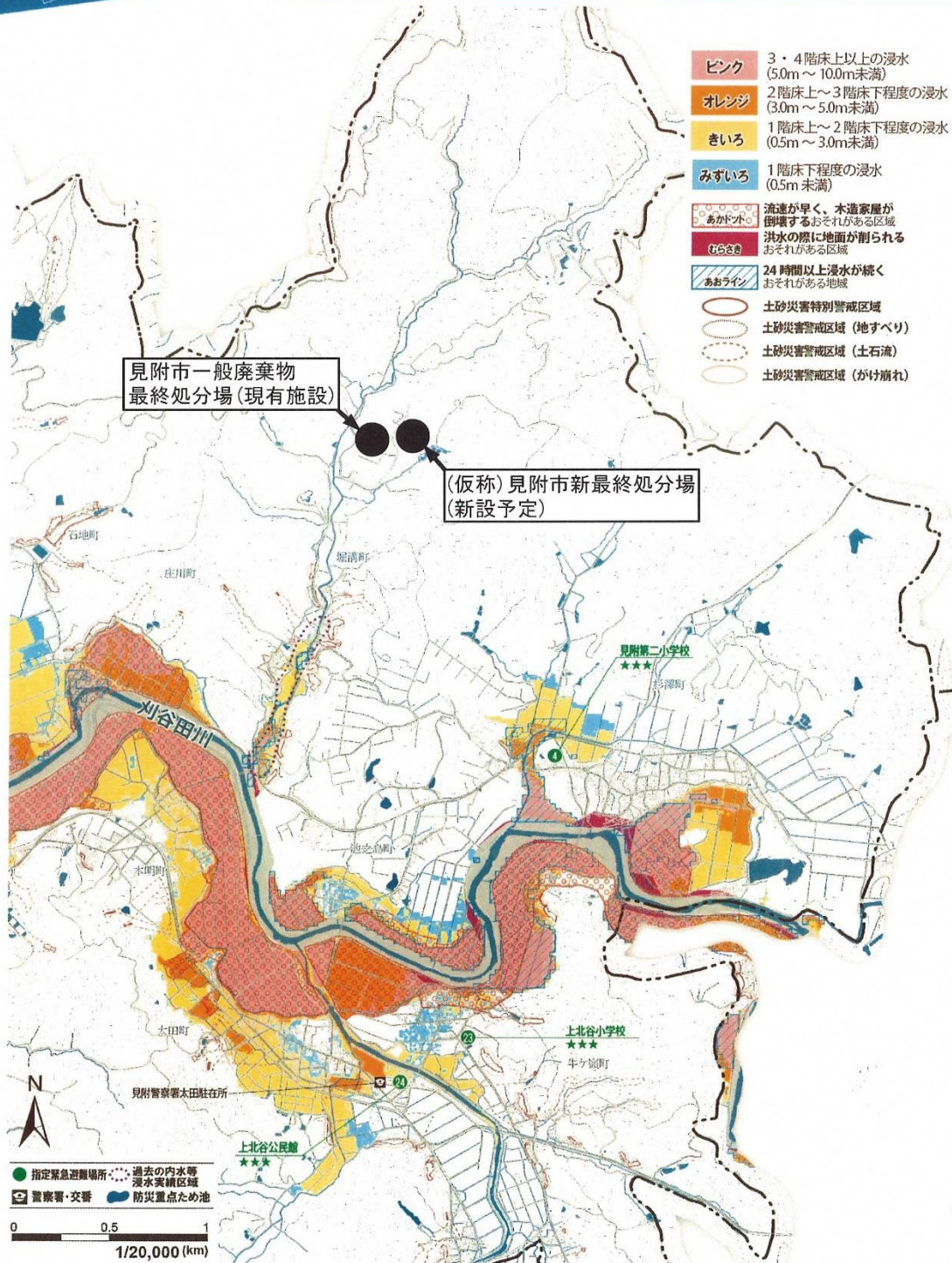
〔見附市清掃センター〕





逃げどきマップ 5  
刈谷田川

見附・上北谷地区



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	見附地域	(2) 地域内人口	40,644人	(3) 地域面積	77.91km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	見附市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村:組合は構成していない 設立されていない場合、今後の見通し:設立する予定なし				

\*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)	目標						
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,366	4,347	4,376	4,396	4,403	4,415	4,147
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	生活系 総排出量(トン)	9,174	8,980	8,901	8,808	8,448	8,358	7,741
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	168	165	165	164	158	159	154
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	13,540	13,327	13,277	13,204	12,851	12,773	11,888
	直接資源化量(トン)	2,102(15.5%)	2,097(15.7%)	2,042(15.4%)	2,014(15.3%)	1,964(15.3%)	1,871(14.6%)	1,710(14.4%)
エネルギー回収量	総資源化量(トン)	2,318(17.1%)	2,424(18.2%)	2,416(18.2%)	2,393(18.1%)	2,333(18.2%)	2,248(17.6%)	2,131(17.9%)
	エネルギー回収量 (年間の発電力量 MWH) (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,314(9.7%)	1,320(9.9%)	1,248(9.4%)	1,204(9.1%)	1,149(8.9%)	1,125(8.8%)	1,030(8.7%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ処理施設	見附市清掃センター	見附市	間欠運転式焼却炉 ストローカ式	38t/日 (19t/16h×2炉)	R1.6	未定	未定	浸水対象地域ではない	
ごみ処理施設	旧見附市清掃センター	見附市	間欠運転式焼却炉 ストローカ式	60t/日 (30t/16h×2炉)	S61.8	R1.6	未定	浸水対象地域ではない	
ごみ処理施設	旧見附市ごみ焼却施設 (旧大ごみ焼却炉)	見附市	間欠運転式焼却炉 固定床式	10t/日 (10t/8h×1炉)	H3.11	H14.11	R9年度解体予定	浸水対象地域ではない	
リサイクルセンター	見附市清掃センター	見附市	破砕・選別	1.5t/日 (1.5t/5h)	R1.6	未定	未定	浸水対象地域ではない	
リサイクルセンター	旧見附市清掃センター	見附市	破砕・選別	5t/日 (5t/5h)	S61.8	R1.6	未定	浸水対象地域ではない	
最終処分場	見附市一般廃棄物 最終処分場	見附市	管理型最終処分場	85,000m <sup>3</sup> 65t/日	S62.4	R11年度埋立完了予定	未定	浸水対象地域ではない	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名前)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再 商品化を実施 するための施設 整備事業	備考
最終処分場	(仮称)見附市新最終処分場	見附市	管理型最終処分場	未定	R11.3	更新(改良)・新設理由 埋立残容量が少ないため	有 (旧見附市ごみ焼却施設)	R9年度予定	浸水対象地域ではない	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況					現在の状況			目標
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	令和16年度
総人口	42,133	41,835	41,545	41,313	41,046	40,711			39,257
公共下水道	31,397 74.5%	31,686 75.7%	31,940 76.9%	32,168 77.9%	32,337 78.8%	32,455 79.7%			32,958 84.0%
集落排水施設等	3,324 7.9%	3,260 7.8%	3,205 7.7%	3,143 7.6%	3,109 7.6%	3,049 7.5%			3,035 7.7%
合併処理浄化槽等	892 2.1%	900 2.2%	899 2.2%	1,008 2.4%	999 2.4%	952 2.3%			1,131 2.9%
未処理人口	6,520	5,989	5,501	4,994	4,601	4,255			2,133

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	見附市	63基	235人	35基	140人	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名 ※2	規模	事業期間 ※5	国土 強靱 化地 域計 画	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考		
						平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度
○浄化槽に関する事業						35,700	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140	15,666	3,087	3,087	3,087	3,087	3,318	
浄化槽設置整備事業	2	呉附市	35基	H31 R5	—	35,700	7,140	7,140	7,140	7,140	7,140	15,666	3,087	3,087	3,087	3,087	3,318	
○施設整備に関する計画支援事業						35,377	0	0	0	17,033	18,344	35,377	0	0	0	17,033	18,344	
最終処分場整備事業	1	呉附市		R4 R5	—	35,377				17,033	18,344	35,377				17,033	18,344	R4~R10
合 計						71,077	7,140	7,140	7,140	24,173	25,484	51,043	3,087	3,087	3,087	20,120	21,662	

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	見附市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置費の一部を補助することにより、浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合する浄化槽で、BOD除去率90%以上、放流水BOD20mg/l以下のものを整備する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	平成31年度 ~ 令和5年度 ( 年度 ~ 年度 )
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 <input type="checkbox"/> 豪雪 <input type="checkbox"/> 山村 半島 過疎 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
(6) 事業計画額	交付対象事業費 15,666 千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模  
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)			
6~7人槽	35基 ( 140人分)	15,666	35,700	15,666
8~10人槽	基 ( 人分)			
11~20人槽	基 ( 人分)			
21~30人槽	基 ( 人分)			
31~50人槽	基 ( 人分)			
51人槽以上	基 ( 人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	35基 ( 140人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	15,666	35,700	15,666



## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 新潟県

(1) 事業主体名	見附市		
(2) 事業目的	最終処分場 施設整備のため		
(3) 事業名称	見附市新最終処分場 に係る地質調査	見附市新最終処分場 に係る用地測量	見附市新最終処分場 に係る施設整備基本計画 及び基本設計
(4) 事業期間	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度 (全体：令和 5 年度～令 和 6 年度)
(5) 事業概要	最終処分場整備に係る建設 予定地の地質調査	最終処分場整備に係る建設 予定地の用地測量	最終処分場整備に係る施設 整備基本計画及び基本設計 の策定
(6) 総事業計画 額 ※1	17,033千円 (全体：35,377千円) うち、交付対象事業費 17,033千円 (全体：35,377千円)	5,522千円 (全体：35,377千円) うち、交付対象事業費 5,522千円 (全体：35,377千円)	12,822千円 (全体：35,377千円) うち、交付対象事業費 12,822千円 (全体：35,377千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。